

事 務 連 絡
平成17年1月7日

社団法人日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医政局経済課材料価格係

医療機器管理室施設整備事業に係る事業計画の提出について

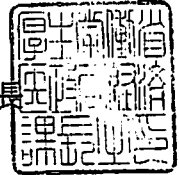
平素より厚生労働行政にご協力いただきありがとうございます。
標記について、別添（写）のとおり各都道府県衛生主管部（局）あて通知いたしましたので、情報提供いたします。



医政経発第0107004号
平成17年1月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



医療機器管理室施設整備事業に係る事業計画の提出について

平成17年度における標記事業に係る国庫補助事業の執行にあたっては、当該事業の補助効果等を考慮し、効率的な配分を行うこととしております。

ついては下記により事業計画を提出していただきたいので、準備方よろしくご配慮願います。

記

1. 提出資料

- (1) 平成17年度医療施設等施設整備事業計画総括表
- (2) 施設整備事業計画書
- (3) 施設整備事業費内訳書（各事業共通様式を準用）

※提出資料は縦長綴じ、A4版とします。

2. 留意事項

事業計画作成にあたっては、「医療機器管理室施設整備事業の実施について」（平成16年4月1日医政発第0401024号）や「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（平成16年10月6日厚生労働省発医政第1006003号）を参考にしてください。

ただし、「地域区分単価」及び「地域区分」については別表「平成17年度建築基準単価表（案）」の通り変更を行う予定ですので、今回の提出にあたってはそちらを使用して頂きますよう、特に注意願います。

3. 提出期限

平成17年2月7日（月）

4. 連絡先

厚生労働省医政局経済課材料価格係 井上、鬼頭
電 話 03-5253-1111（内線）2533
FAX 03-3507-9041

案 号

[illegible]

(記入例)

平成17年度 医療施設等 施設 整備費補助金 事業計画総括表

県 番号	都道府県	補助事業者名	区 分	施設機能 等	施 設 名	開 設 者	(A)	(B)	(A-B=C)	(D)			(E)			(F)	(G)	(H)	(I)	備考
							総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引事業費	対象経費の支出予定額			基 準 額			選 定 額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	
										面積	単価	金額	面積	単価	金額					
							円	円	円	m ²	円	円	m ²	円	円	円	円	円	円	
〇	〇〇県	〇〇県	医療機器管理 室	地域医療 支援病院	〇〇〇病院	〇〇県知事	50,000,000	0	50,000,000	100.00	200,000	20,000,000	80.00	166,800	13,344,000	13,344,000	0	13,344,000	4,448,000	
〇	〇〇県	〇〇市町村、 日本赤十字社 〇〇支部、社 会福祉法人〇 〇、全国厚生 農業協同組合 連合会、その 他厚生労働大 臣が適当と認 める者	医療機器管理 室	地域がん 診療拠点 病院	〇〇〇病院	〇〇病院長	50,000,000	0	50,000,000	100.00	200,000	20,000,000	80.00	166,800	13,344,000	13,344,000	8,896,000	13,344,000	4,448,000	

(注) 1. 「区分」は医療機器管理室

2. 「施設機能等」は「地域医療支援病院」、「地域がん診療拠点病院」、「その他(地域における中核的な医療機関であることを表すものを具体的に)」を記載すること。

3. (A) 欄について、総事業費は当該年度分のみを記載すること。

4. (E) 欄について、基準(面積80㎡と単価A～D地域区分を上限)を下回る場合は、その額を記載すること。

5. (F) 欄について、(D)の金額と(E)の金額を比較して低い額を記載するものとする。

施設整備事業計画書

計画年度	年度
------	----

事業区分	医療機器管理室
------	---------

団体名(開設者)	病院名	所在地

1. 病院の現況

施設機能等				1. 地域医療支援病院 2. 地域がん診療拠点病院 3. その他()										
一患 日者 平数 均等	入 院	人	病 積	管 理	サ-ビス	診 療	病 棟 部 門						その他	合 計
	外 来	人	院 等	部 門	部 門	部 門	一 般	療 養	結 核	精 神	感染症	計		
	一般病床	%	延	m	m	m	—	—	—	—	—	m	m	m
	の利用率	面					床	床	床	床	床	床		
標 榜 診 療 科 名							臨床工学技士数(現員:平成 年 月 日現在)							
内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科、放射線科、その他()							主な業務	常勤職員		非常勤職員		合 計		
							診療補助	人		人		人		
							保守管理	人		人		人		
							合 計	人		人		人		
医療機器管理室管理対象機器数														
人工呼吸器		輸液ポンプ		シリンジポンプ		超音波ネブライザー		低圧持続吸引器		心細動除去装置		血液浄化装置 (透析・血漿交換等)		
台		台		台		台		台		台		台		
人工心肺装置		IABP装置、PCPS装置		麻酔器		電気メス		保育器		患者モニター (心電・血圧等)		集中患者監視装置		
台		台		台		台		台		台		台		
分娩監視装置		SaO2モニター		超音波画像診断装置		心電計		その他()		その他()		合 計		
台		台		台		台		台		台		台		

2. 整備事業計画等の概要

整備事業期間	着工 平成 年 月 ~ 竣工 平成 年 月
事業の種別	新築・改築・増築・増改築・改修
構造の種類	
敷地の状況	1. 自己所有地・2. 借地・3. 自己所有地及び借地

3. 整備事業完成後の概要(補助対象部分の面積を上段()書とすること)

管 理 部 門	サ ー ビ ス 部 門	診 療 部 門	病棟部門					その他	合計
			一般	療養	結核	精神	感染症		
			—	—	—	—	—		
m	m	m	—	—	—	—	—	m	m
			床	床	床	床	床		

4. 医療機器管理室の構成

情報管理室(事務室)	作業室	機器保管室	消耗品保管室	その他()	合計
m	m	m	m	m	m

5. 整備事業の必要性(具体的に記入すること)

--

6. その他参考事項

- (1)医療機器管理室(整備事業完成後)の全体図を添付すること。
- (2)医療機器管理室の業務内容(予定を含む)が分かる資料を添付すること。

(担当: 医政局経済課)

(記入上の注意)

1 病院の現況

(1) 施設機能等

該当するものの番号を○で囲むこと。その他の場合は、地域における中核的な病院である機能を記入すること。

(2) 一日平均患者数等

ア 「入院」、「外来」欄は、前年中(1月1日～12月31日)の一日平均患者数の実績値により、次の算式により算出し記入すること。

$$\text{入院} = \frac{\text{入院患者延数}}{\text{当該年度の暦日数}} \quad \text{外来} = \frac{\text{外来患者延数}}{\text{当該年度の外来診療日数}}$$

イ 「一般病床の利用率」欄は、次の算式により算出し記入すること。

$$\text{利用率} = \frac{\text{一般患者として入院した一日平均患者数}}{\text{一般病棟の許可病床数}} \times 100$$

(3) 病院延面積等

ア 「管理部門」とは、院長室、事務室、応接室、会議室等その病院の職員が専ら使用し、患者が立ち入らない部門である。

イ 「サービス部門」とは、汽かん室、電気室、炊事関係室、中央食堂等の病院の職員及び患者に対して、サービスを提供する部門である。

ウ 「診療部門」とは、表玄関、診察室及び処置室等外来患者の専用に供する部門、検査室、エックス線室、手術室、病理解剖室、中央材料室、医療機器管理室等各科の外来患者及び入院患者の用に供する部門である。

エ 「病棟部門」とは、病室及びその付属部門で、専ら入院患者の用に供する部門である。なお、「一般、療養、結核、精神、感染症」欄には、医療法上の許可病床数を記入し、「計」欄の上段に面積、下段に病床数を記入すること。

オ 「その他」とは、前述の各部門間をつなぐ渡廊下、医師住宅、看護師宿舎、車庫等アからエ以外のものである。

(4) 臨床工学技士数

常勤、非常勤別に、診療補助、保守管理の業務に主に携わる人数(現員)を記入すること。

(5) 医療機器管理室管理対象機器数

医療機器管理室において管理する機器につき、保有する台数を記入すること。
(修理中のものも含む。)

2 整備事業計画等の概要

(1) 事業の種別…事業の該当する種別を○で囲むこと、なお各種別の定義は次による。

- ・新 築: 新たに建物を建築する場合
- ・改 築: 従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
- ・増 築: 敷地内の既存の建物に増築する場合。敷地内に別に建物を新築する場合
- ・増改築: 増築と改築をあわせて行う場合
- ・改 修: 模様替及び内部改修工事にあたる場合で、基本的に建築面積、床面積に変更がない場合

(2) 構造の種類…鉄筋コンクリート、ブロック等施設の構造の種類を記入すること。

(3) 敷地の状況…該当するものの番号を○で囲むこと。

4 医療機器管理室の構成

ア 「情報管理室(事務室)」とは、院内の医療機器に関する情報の管理、伝達の窓口や医療機器の貸出しの情報を管理する機能を持つスペースである。

イ 「作業室」とは、医療機器のメンテナンスを実施するスペースである。

ウ 「機器保管室」とは、院内への貸出し又は業者に修理に出すために機器を保管しておくスペースである。

エ 「消耗品保管室」とは、医療機器のメンテナンスに必要な消耗品及び部品を保管しておくスペースである。

オ 「その他」については、ディスプレイ製品等の医療機器を保管するスペースも含む。

施設整備事業費内訳書

事業区分

[illegible]

(記入上の注意)

1 共通事項

- (1) 「事業区分」には医療施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）5（交付額の算定方法）の表の「1区分」欄に定める事業区分を記載すること。
- (2) 「補助対象事業分」とは補助金の交付の対象とする部分（財産処分の制限がかかる部分）を指し、「補助対象事業外分」とは交付要綱等における当該事業区分に該当する部分であるが補助金の交付の対象としない部分（財産処分の制限がかからない部分）を指す。

また、当該事業に係る見積書等及び補助対象事業分の金額の算出方法が分かる書類（進捗率の内訳）を必ず添付すること。

なお、この場合、年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。

- (3) 補助対象事業分の「費目」欄は、交付要綱5の表の「3対象経費」に定める各部門に区分して記入すること。
- (4) (3) はさらに、事業の種別により新築、改築、増築、改修等に区分すること。

なお、事業の種別は次による。

- ・新 築：新たに建物を建築する場合
- ・移転新築：現在建物が存在する敷地とは別の敷地に新たに建物を建築し、かつ、現在の建物の機能を移転する場合
- ・改 築：従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
- ・増 築：敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む
- ・増改築：増築と改築をあわせて行う場合
- ・改 修：建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修

- (5) 補助対象事業分の備考欄の「整備病床数」は、補助対象部分に含まれる病床数を記入すること。
- (6) 複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数（面積）は同一とする。
なお、医療施設近代化施設で複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の単価は同一とし、各年度の員数（面積）を按分すること。
- (7) 全体の事業が3か年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。
なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。

2 医療施設近代化施設整備事業（以下に記載のないものは1によること）

- (1) 総事業の員数（面積）は、病棟・病棟外ごとに記載し、補助対象事業分については様式1-17から様式1-19の「4. 病棟の内訳」、「5. 病棟外の内訳」記載の「内補助対象面積」と一致させること。
- (2) 総事業における補助対象事業分と補助対象事業外分の経費を分ける際に、(1)と異なる面積（PS、DS、EVS、DW等を含めた面積など）を用いて算出している場合は、(1)で記載した面積の下段に（ ）で記載すること。その場合は、その面積の算出資料を添付すること。
- (3) 複数年度にわたり継続して工事を行う事業で前年度に着工した工事費については当該年度の事業実績報告書記載の金額と同じか確認すること。入札や工事進捗の遅れ等で総事業費及び前年度支出額が前年度申請時と変更ある場合はそれに修正すること。
- (4) 前年度までの事業計画と(1)、(2)の面積が変更した場合は、変わる前の面積を(1)についてはその上段に、(2)についてはその下段に〔 〕で記載すること。

平成17年度建築基準単価表（案）

※医療機器管理室施設整備事業部分を
交付要綱（案）より抜粋

地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施 設 の 名 称	種目等	構 造 別	地 域 区 分			
			A	B	C	D
医 療 機 器 管 理 室		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
		ブ ロ ッ ク	161,400	153,700	146,000	138,300

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、第2項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

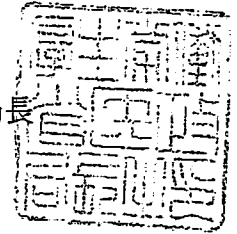
1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率	5 下限額
医療機器管理室	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80㎡	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—



医政発第 0401024 号
平成 16 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機器管理室施設整備事業の実施について

医療機関における患者に対する安全対策の必要性が増大する中で、医療機器の適正な使用が強く求められていることから、今般、地域の中核的な医療機関における医療機器管理室の整備を推進することとし、別紙「医療機器管理室施設整備事業実施要綱」により平成16年4月1日から行うこととしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願います。

医療機器管理室施設整備事業実施要綱

1. 目 的

医療機関において、医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資する。

2. 事業の実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他厚生労働大臣が適当と認める者

3. 補助条件

- (1) 地域医療支援病院や地域がん診療拠点病院等、地域における中核的な医療機関であること
- (2) 医療機器管理室は臨床工学技士等による管理体制が整えられていること

4. 医療機器管理室の業務

医療機器管理室は、医療機関における医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行うため、下記に掲げる業務等を実施するものとする。

- (1) 医療機器関係企業からの情報の収集、管理及び院内医療従事者に対する伝達
- (2) 医療機器の購入の際における機種を選定のための試用及び購入決定者への助言
- (3) 医療機器の保守管理
- (4) 医療従事者に対する医療機器の使用方法の講習
- (5) 臨床現場における使用実態に係る情報収集及び医療機器関係企業への情報伝達